

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4108904号
(P4108904)

(45) 発行日 平成20年6月25日(2008.6.25)

(24) 登録日 平成20年4月11日(2008.4.11)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 5 D 33/00 (2006.01)
 A 4 5 D 33/00 6 4 0
 A 4 5 D 33/00 6 1 5 F

請求項の数 2 (全 8 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2000-143553 (P2000-143553) (22) 出願日 平成12年5月16日 (2000.5.16) (65) 公開番号 特開2002-342 (P2002-342A) (43) 公開日 平成14年1月8日 (2002.1.8) 審査請求日 平成17年3月30日 (2005.3.30) (31) 優先権主張番号 特願2000-118448 (P2000-118448) (32) 優先日 平成12年4月19日 (2000.4.19) (33) 優先権主張国 日本国(JP)</p>	<p>(73) 特許権者 000001959 株式会社資生堂 東京都中央区銀座7丁目5番5号 (74) 代理人 100067644 弁理士 竹内 裕 (72) 発明者 大竹 永時 神奈川県横浜市港北区新羽町1050株式 会社資生堂第一リサーチセンター内 (72) 発明者 佐藤 達夫 神奈川県横浜市港北区新羽町1050株式 会社資生堂第一リサーチセンター内 審査官 村山 睦</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 気密性容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

揮発性の化粧料を収納し、コンパクト容器内に着脱自在に配置される容器本体と蓋体とからなる略方形の気密性容器において、前記容器本体の口部に環状壁を立設し、前記蓋体の下面には、前記環状壁に密着して気密シールを達成する環状舌片を一体に形成し、環状壁と環状舌片とからなるシール部の外方に互いに嵌合する本体リップと蓋リップを形成し、該蓋リップを本体リップの外側に位置させ、本体リップと蓋リップを容器のコーナー部ではなく直線部にのみ設ける共に、前記蓋体の上面のコーナー部には押圧突起を形成し、前記コンパクト容器の閉止時に、コンパクト容器の蓋体内面が押圧突起を押圧することにより、気密性を保持することを特徴とする気密性容器。

【請求項2】

揮発性の化粧料を収納し、コンパクト容器内に着脱自在に配置される容器本体と蓋体とからなる略方形の気密性容器において、前記容器本体の口部に環状壁を立設し、前記蓋体の下面には、前記環状壁に密着して気密シールを達成する環状舌片を一体に形成し、環状壁と環状舌片とからなるシール部の外方に互いに嵌合する本体リップと蓋リップを形成し、本体リップの内側に蓋リップを位置させる共に、前記蓋体の上面のコーナー部には押圧突起を形成し、前記コンパクト容器の閉止時に、コンパクト容器の蓋体内面が押圧突起を押圧することにより、気密性を保持することを特徴とする気密性容器。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する分野】

この発明は、ゴム等のシール材を使用しない気密性容器に関する。

【0002】

【従来の技術】

従来、揮発性の化粧料等を収納するための気密性容器は公知であり、種々の構造のものが実用化されている。最も一般的には、容器本体の口部若しくは蓋体内面にゴム等のシール材を定着し、容器本体と蓋体との嵌合時にシール材を密着させて気密性を得るようにしてある。しかしながら、シール材の使用は収納する物品によっては耐薬品性、耐候性、耐水性等種々の性能が要求されると共に、押圧による破損のおそれがあり、又ゴム製シール材の使用はコストの上昇をもたらしている。そこで、ゴム等のシール材を使用することなく気密性を確保するようにした容器構造が提案され、実用化されている。

10

【0003】

図4、8は、ゴム等のシール材を使用しない気密性容器の一例を示すものであり、容器本体(1)の口部に蓋体(2)を、本体リブ(3)と蓋リブ(4)とで互いに嵌合させつつ装着し、容器本体の口部に上向きに延びる環状壁(5)を口部を囲繞して一体に立設し、該環状壁(5)に密着する柔軟な弾性を有した環状舌片(6)を蓋体(2)の内面に環状に囲繞して一体に形成し、閉蓋時にシール部である弾性の環状舌片(6)と環状壁(5)との密着により気密シール性を確保しつつ、リブ(3)と(4)の嵌合により蓋体(2)を容器本体(1)に装着し、蓋の外れを防止するようにしてある。しかしながら、かかる公知の気密性容器は、本体リブ(3)と蓋リブ(4)が、略方形に形成された容器の四隅部に設けられていると共に、蓋リブ(4)が本体リブ(3)の外側に位置している。このため、経時変化や輸送途中における蓋の外れを防止すべくリブ(3)(4)の嵌合力を強くすべくリブ(3)(4)の突出高さを大きくすると、蓋リブ(4)が外方に押し拡げられる状態となり、環状壁(5)と環状舌片(6)との当たりが弱くなって気密シール性の低下をもたらす欠点があった。特に、方形の容器の四隅部は、変形その他の理由により環状壁と環状舌片の当たりが元々弱いため、嵌合力を増すためにリブ(3)(4)の突出高さを大きくすると更にシール部の当たりが弱くなって、気密性が低下されてしまう問題がある。

20

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

この発明は、ゴム等のシール材を使用しない略方形の気密性容器であって、容器本体と蓋体の嵌合強度を大きくしても気密シール性の低下を生じないようにすることを課題とする。又、蓋体の上面に上方から鏡等の平坦な板状部材を適用して押圧する際、蓋体の部分的な浮き上がりを防止して確実な気密シール性を確保することを課題とする。

30

【0005】

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決するためにこの発明が採った手段は、揮発性の化粧料を収納し、コンパクト容器内に着脱自在に配置される容器本体と蓋体とからなる略方形の気密性容器において、前記容器本体の口部に環状壁を立設し、前記蓋体の下面には、前記環状壁に密着して気密シールを達成する環状舌片を一体に形成し、環状壁と環状舌片とからなるシール部の外方に互いに嵌合する本体リブと蓋リブを形成し、該蓋リブを本体リブの外側に位置させ、本体リブと蓋リブを容器のコーナー部ではなく直線部にのみ設ける共に、前記蓋体の上面のコーナー部には押圧突起を形成し、前記コンパクト容器の閉止時に、コンパクト容器の蓋体内面が押圧突起を押圧することにより、気密性を保持することを特徴とする。

40

【0006】

揮発性の化粧料を収納し、コンパクト容器内に着脱自在に配置される容器本体と蓋体とからなる略方形の気密性容器において、前記容器本体の口部に環状壁を立設し、前記蓋体の下面には、前記環状壁に密着して気密シールを達成する環状舌片を一体に形成し、環状壁と環状舌片とからなるシール部の外方に互いに嵌合する本体リブと蓋リブを形成し、本体リブの内側に蓋リブを位置させる共に、前記蓋体の上面のコーナー部には押圧突起を形成し、前記コンパクト容器の閉止時に、コンパクト容器の蓋体内面が押圧突起を押圧する

50

ことにより、気密性を保持することを特徴とする気密性容器。

【0008】

【発明の実施の形態】

この発明の好ましい実施の形態を、以下に詳細に説明する。尚、以下の説明において前記図4, 8に示す従来公知の容器の部品と同一の部品には同一の符号を付した。図1~6を参照して、容器本体(1)及び蓋体(2)は従来公知の気密性容器の構造と実質的に同一の構造を有しており、容器本体(1)と蓋体(2)とを、本体リブ(3)と蓋リブ(4)とで互いに嵌合させつつ蓋体(2)を容器本体(1)の口部に装着し、容器本体の口部に上向きに延びる環状壁(5)を口部を圍繞して一体に立設し、該環状壁(5)に密着する柔軟な弾性を有した環状舌片(6)を蓋体(2)の内面に環状に圍繞して一体に形成し、閉蓋時にシール部である弾性の環状舌片(6)と環状壁(5)との密着により気密性を発揮させつつ、リブ(3)と(4)の嵌合により蓋体(2)を容器本体(1)に装着し蓋の外れを防止するようにしてある。蓋リブ(4)は、本体リブ(3)の外側に位置している。

10

【0009】

この発明はかかる気密性容器の構造において、蓋体に形成される蓋リブ(4)を本体リブ(3)の外側に位置させると共に、容器本体(1)と蓋体(2)に形成される本体リブ(3)及び蓋リブ(4)を方形の容器のコーナーすなわち四隅部ではなくほぼ直線状に延びるコーナーとコーナーの中間部にのみ設けたことを特徴とする。本体リブ(3)と蓋リブ(4)をコーナーとコーナーの中間部に設けることによって、容器本体(1)と蓋体(2)との外れ防止のために、リブ(3)(4)の高さを大きくし嵌合力を高めても、容器のコーナー部が外方に広がることなく、シール部の当りは低下せず気密性の低下を防止することが出来た。高分子吸収剤にイオン交換水を1対50の割合で含浸させたゲルを充填し、37で1週間放置して、減量の測定を行ったところ、従来の四隅のコーナー部にリブを設けたものでは、1.19%の減量が測定されたのに対し、本願発明の容器では、0.21%の減量が見られたに過ぎず、本願発明品の効果を確認することが出来た。

20

【0010】

図1, 2は、この発明にかかる気密性容器をレフィル容器として、コンパクト容器(10)内に塗布具(11)と共に収納された使用例を示す。蓋体(2)を被着した後コンパクト容器(10)の蓋を閉めると、コンパクト容器の蓋の内面に取り付けられた鏡(12)が気密性容器の蓋体(2)の上面に当接して蓋体(2)を押圧し閉止する。蓋体(2)の上面には、鏡(12)との当接をもたすために上方に向かって突出する押圧突起(13)が突設されており、鏡(12)と当接して蓋体(2)を押し下げ密閉する。ところで、この発明の気密性容器は、前述したように蓋体(2)と本体(1)との嵌合をもたすリブ(3)(4)が容器のコーナー部ではなく直線部に設けられているため、鏡と当接する押圧突起(13)を従来と同様の図9~11に示すような位置に設けると、図12に示すように蓋体の中央部に押圧力が集中し、コーナー部への押圧力が弱くなると共に、該コーナー部にはリブによる嵌合力が存在していないために、浮き上がり気密性が低下してくるおそれがあった。本発明は、かかるコーナー部における蓋体の浮き上がりを防止すべく、図3に示すように鏡と当接する押圧突起(13)を蓋体(2)のコーナー部に配置したことを特徴とする。押圧突起(13)を蓋体(2)のコーナー部に配置したことにより、図6に示すように鏡(12)による押圧力が蓋体のコーナー部に付加され、コーナー部が浮き上がることもなくなる。

30

40

【0011】

前記と同様に、高分子吸収剤にイオン交換水を1対50の割合で含浸させたゲルを充填し、37で1週間放置して、減量の測定を行ったところ、従来の図9に示される中央部4箇所突起を形成したものでは、1.09%の減量が測定され、又図11に示される中央部に2箇所突起を形成したものでは、0.71%の減量が見られたのに対し、本願発明のコーナー部の4箇所に突起を形成したものでは、0.25%の減量が見られたに過ぎず、本願発明品の効果を確認することが出来た。

【0012】

図7は、この発明の他の実施形態を示し、本体リブ(3)の内側に蓋リブ(4)が位置するよ

50

うに構成したことを特徴とする。その他の点は図1～3と同様である。蓋リブ(4)を本体リブ(3)の内側に位置させることにより、リブ(3)(4)の高さを大きくして嵌合力を高くした場合、嵌合力の増大により蓋リブ(4)が内方に押圧変形されるため、蓋体に設けた環状舌片(6)と環状壁(5)との密着性が高まり、より気密性の向上を図ることが可能となる。この場合、本体リブと蓋リブの形成位置は、コーナー部であっても直線部であっても良い。

【0013】

【発明の効果】

この発明によれば、ゴム等のシール材を使用することなく、蓋体に形成した柔軟な弾性を有する環状舌片を容器本体の口部に立設した環状壁に密着させてシール性を得るようにした気密性容器において、容器本体と蓋体の装着性を保持するために容器本体と蓋体に形成される嵌合リブを容器のコーナー部ではなく直線部にのみ形成してあるので、嵌合力を高めるためにリブの高さを大きくしても環状舌片と環状壁の密着力を低下させるおそれがなく安定した気密性を確保することが出来る。又、ゴム製シール材を使用しないので、コストの低下を図ることが出来る。

10

【0014】

又、容器本体に形成する本体リブの内側に蓋体側のリブが位置するようにすることにより、リブの高さを大きくして嵌合力を高めても、リブの嵌合による押圧で蓋体側のリブが内方に押圧されるため、環状舌片と環状壁の密着性が増大し、気密性の低下を招来するおそれはない。

20

【0015】

コンパクト容器内面の鏡等に向かって突出し蓋体に押圧力を付与する押圧突起を、蓋体の直線部や中央部ではなくコーナー部の上面に形成してあるので、コーナー部にリブによる嵌合力が作用していなくとも、蓋体のコーナー部の浮き上がりを防止し、シール性が低下するのを防止することが可能となる。

【図面の簡単な説明】

【図1】この発明にかかる容器本体をコンパクト容器に収納した状態の斜視図

【図2】同コンパクト容器への収納状態を示す図であって、コンパクト容器の鏡による押圧力が作用する状態を示す斜視図

【図3】蓋体の平面図

30

【図4】本体と蓋体の嵌合状態を示す断面図

【図5】嵌合リブを拡大して示す断面図

【図6】鏡による押圧状態を示す側面図

【図7】この発明の一変形を示す第4図と同様の図

【図8】従来の嵌合リブの形成位置を示す平面図

【図9】従来の押圧突起の位置の一例を示す平面図

【図10】同他の例を示す平面図

【図11】更に他の例を示す平面図

【図12】従来の押圧突起に対する鏡の押圧状態を示す側面図

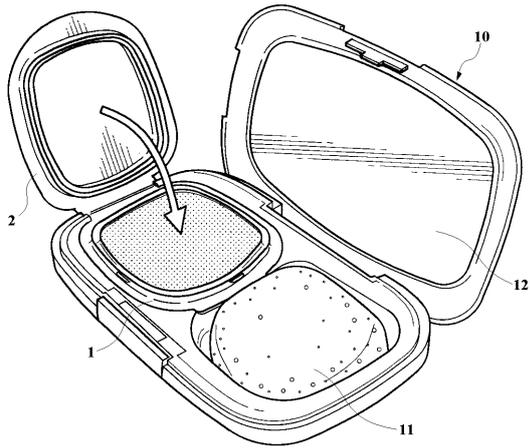
【符号の説明】

40

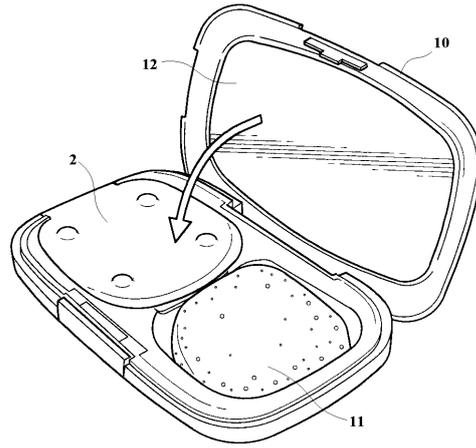
- (1) 容器本体
- (2) 蓋体
- (3) 本体リブ
- (4) 蓋リブ
- (5) 環状壁
- (6) 環状舌片
- (10) コンパクト容器
- (11) 塗布具
- (12) 鏡
- (13) 押圧突起

50

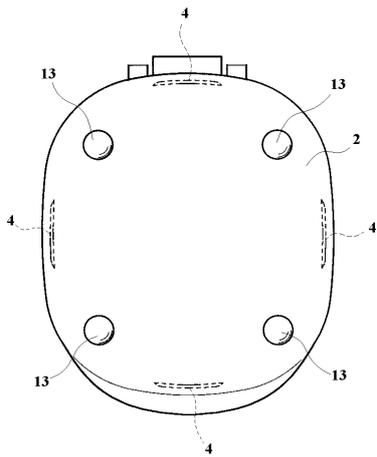
【図1】



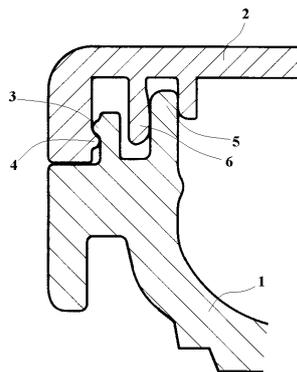
【図2】



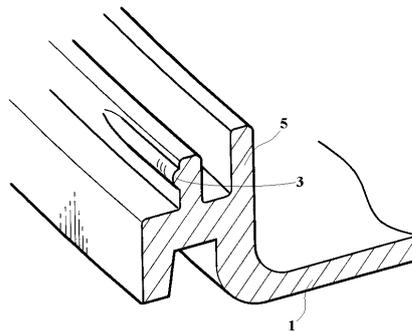
【図3】



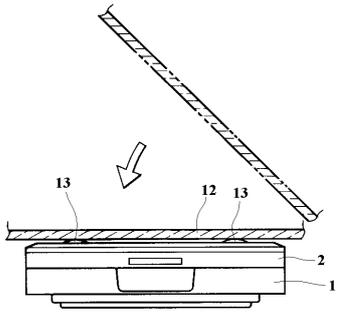
【図4】



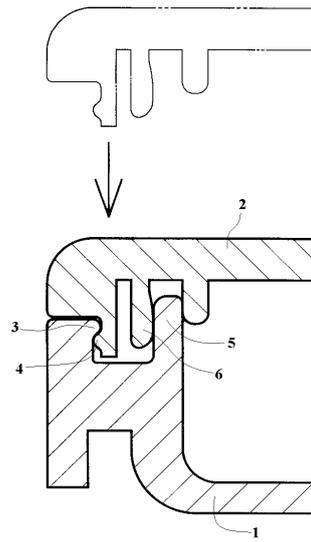
【図5】



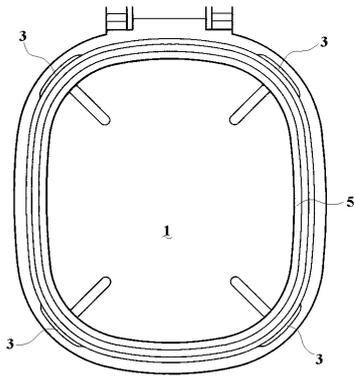
【図 6】



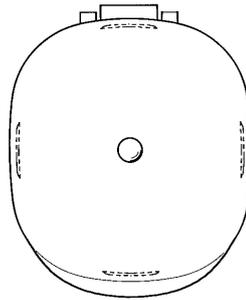
【図 7】



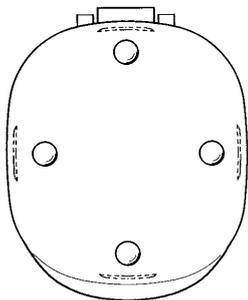
【図 8】



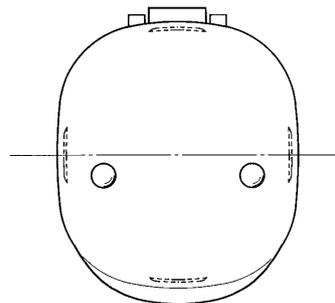
【図 10】



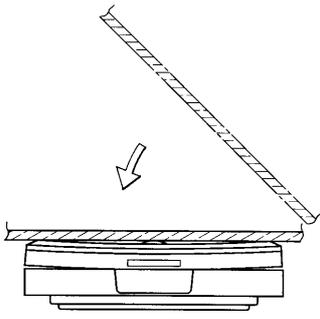
【図 9】



【図 11】



【図12】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開平10-230962(JP,A)
特開平10-304926(JP,A)
特開平08-191714(JP,A)
特開平09-056452(JP,A)
特開平10-286117(JP,A)
特開2000-083724(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A45D 33/00